4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

- イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本 年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。
- ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額(過納額)は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりますから、その差額(不足額)はその不足となった人から徴収します。

- ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。
 - (イ) 「年調年税額②」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。
 - (ロ) 「②」欄の金額の方が大きい場合は不足額 (税金を納付)、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額 (税金を還付) が生じたことになります。
 - (ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額②」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

[記載例] 源泉徴収簿(過不足額の算出)

	区					分	金	額	į ;	锐		額
	給	料	•	手	当	等	1	5,265,000	円 ③		97,530	円
	賞	掌 与 等					4	1,570,000	(6)	51,592	
			ì	計			7	6,835,000	(8		149,122	
くへ	\sim	10	\sim	$\overline{\mathbf{A}}$	$\overline{\wedge}$	Δ	$\overline{\Lambda}$	~~~~	$\overline{\lambda}$	Δ	$\overline{\Lambda}$	$\overline{\Delta}$

\sim	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	\sim	^^^
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額 (1,000円未満切捨て) 2,644,000	19	166,900
調	(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額	20	140,000
	年調所得税額(⑩-⑳、マイナスの場合は 0)	21)	26,900
	年 調 年 税 額 (② × 102.1%)	22	(100円未満切捨て) 27,400
整	差引超過額又は不足額(22-8)	23	121,722
釜	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	24	

(設例1) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額	5,870,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	141,308円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	809,413円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者(所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1 人

月原		経	·理課 職 名	事務」	讽 見 1土		106-0031) :都港区	西麻	布 3-3	-5 氏 ((2)リガナ) スズキイチロウ 会 木一郎 名 ((生年月日 明 大・④平 51年 1 月 30日) 番 男 2
区分	月区分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 同上の税額につ
	1	1 25	362,000 ^円	49,935 ^円	312,065 ^円	2 ^人	5,620 ^円	円	5,620 ^円	した月区分
	Ľ.									大 告 一 般 老 人 技養親族 養 親 族 同居老親等 そ の 他 障害者等 囲んでください。 からま
	2	2 25	362,000	49,935	312,065	2	5,620		5,620	2
給	_	0.05	040.000		040 045		E 400		= 400	の (有) ナ
	3	3 25	362,000	49,935	312,065	2	5,620		5,620	の日 有・無 有・無 人 人 人 人 人 人 人 人 株 人 人 株 人 人 日 日 所 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月
	H	4 25	366.000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	1 1 1 1 1 1 1 1 1
料	4		300,000	1 4 1, 133	310,043		3,740		3,740	区 分 金 額 税
	Ŀ	5 27	366,000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	M 11 1 3 4 9 4,580,000 9 02,780
	5					1				賞 与 等 ④ 1,490,000 ⑥ 78,528 計 ⑦ 5,870,000 ⑧ 141,308
	6	6 25	366,000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	741,500
	Ľ									相子所可正然及少相子等少重报 ② 4,154,400
	7	7 25	366,000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	社会保 能等等からの控除分(②+⑤) ⑩ 809,413 旧長期損害保険料支 (を) による社会保険料の控除分 ① 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (
_	L	0.01	044.000		044.05		E 71.0		= = = =	中 控除額 共済等掛金の控除分 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
手	8	8 26	366,000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	生命保険料の控除額 (3) 71,550 (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	H	9 25	366.000	49,955	316,045	2	5,740		5,740	地 態 保 険 料 の 控 除 額 (4) 45,000 ①のうち国民年金保
	9		300,000	1 4 1, 133	310,043		3,740		3,740	末配偶者特別控除額 15 料等の金額
当	_	10 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740		5,740	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 1,140,000
	10					1				所 投
	11	11 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740		5,740	差引課税給与所得金額(9-17) (8) (1,000円未満切拾て) (1) 111 200
等								過納		及び算出所得稅額 2,088,000 5 111,550 調 (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 20
	12	12 25	366,000	50,592	315,408	2	-	▲ 27,708	▲ 27,708	年調所得税額 (19-20、マイナスの場合は 0) 20 111,300
	L									年 調 年 税 額 (② × 1 0 2 . 1 %) ② (100円未満切捨
		計	4,380,000	© 601,311	3,778,689		³ 62,780			113,000
	7	7 30	660,000	91,529	568,471	2	(税率 6.126%) 34,824		34,824	整 差 引 超 適 又 は 不 足 額 (②-®) ② 27,708 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ②
賞	12	12 10	830,000	116,573	713,427	2	(税率 6.126%) 43,704		43,704	超過額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ②
							(税率 %)			差 引 還 付 す る 金 額 (29-29-29) 29 27,708
与	\vdash						(税率 %)			の精算 同上の 本年中に還付する金額 ② 27,708
	-						(税率 %)			うち 翌年において還付する金額 28
等	\vdash		(4)	(5)			(6)			不足額 本年最後の給与から徴収する金額 ②
	ı	計	1,490,000	208,102	1,281,898		78,528		Ι.	の精算 翌年に繰り越して徴収する金額 30

— 59 —

(設例1の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると4,154,400円になります。
- 3 社会保険料等の809,413円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会 保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円(50,200円× $\frac{1}{4}$ +25,000円)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円(56,000円× $\frac{1}{4}$ +20,000円)との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成25年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」 (104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額 1,140,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,065,963円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 扶養控除額等 等の控除額 の控除額 が控除額 大養控除額等 809,413円 + 71,550円 + 45,000円 + 1,140,000円 = 2,065,963円

9 差引課税給与所得金額2,088,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 所得控除額 差引課税給与 の給与等の金額 の合計額 所得金額 4,154,400円 - 2,065,963円 = 2,088,437円→2,088,000円(1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額2,088,000円に対する算出所得税額を「平成25年分の年末調整のため の算出所得税額の速算表 | (87ページ参照) によって求めると、111,300円となります。

課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 2,088,000円 \times 10%-97,500円=111,300円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額111,300円に102.1%を乗じて求めた113,600円(100円未満の端数切捨て)が年 調年税額となります。
- 13 年調年税額113,600円と1月から12月までに徴収された税額の合計額141,308円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が27,708円多いため超過額27,708円が生じます。
- 14 この超過額27,708円は、過納額として本人に還付することになります。

(設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合

(配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額	8,299,500円
2	同上の給与に対する徴収税額	343,172円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,207,683円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6	生計を一にする配偶者(給与所得の金額67万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族(年初2人、4月から1人)	1人
8	特定扶養親族	1人

月屋			経;		職名	経理言	※ 大 任 "		178-0063) :都練馬	区東	大泉 7-	31-35 氏 名 佐藤次郎 整 理 佐藤次郎 (年月日明大 10 年 10 年 10 日 11 日 11 日 11 日 11 日 11 日	1
区分	月区分	支 月	給日	総支給金額	M	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 同上の税額につ 月 別	新 差 円
	1	1	25	481,500	円	68,879 ^円	412,621 ^円	3 ^	8,050円	H	8,050 ^円	した月区分 申 控除対象配偶者 一枚の 特 定 扶 老人扶業親族 佐 章 一般 老 人 大乗娘族 養 裏 族同欧差類 その 他 際書者等 囲んでください。)	従た. から拮 控除対
給	2	2	25	481,500		68,879	412,621	3	8,050		8,050	※ と 人 技夫職職 長 義 は同応援制・ の 他 に	者と括 扶養器 計数
75.1	3	3	25	481,500		68,879	412,621	3	8,050		8,050	D (金) 有・無 有・無 1人 人 人 人 人 同語特別障害者 申中・	
料	4	4	25	485,000		68,897	416,103	2	11,510		11,510	日	
177	5	5	27	485,000		68,897	416,103	2	11,510		11,510		5,270 5,902
	6	6	25	485,000)	68,897	416,103	2	11,510		11,510	計 ⑦ 8,299,500 ⑧ 343	3,172
		7	25	485,000	,	68,897	416,103	2	11,510		11,510	社会保 給与等からの控除分(2+⑤) ⑩ 1,207,683 (67C) 旧長期損害保険),000 (料支払
手	7		26	485,000		68,897	416.103	2	11,510		11,510	控除額申告による小規模企業 ② ⑩のうち小規格	
ľ	8										,5	生命保険料の控除額 ③ 85,500	-
	9	9	25	485,000	-	68,897	416,103	2	11,510		11,510	地震保険料の控除額 (4 15,000 Hの75国民 4 和 偶 者 特 別 控 除 額 (5 110,000 H 4 等の金額 (7)	3E PRO
当	10	10	25	485,000		74,025	410,975	2	11,020		11,020	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等少控除額の合計額 所 學 控 除 額 の 合 計 額 (⑩+⑪)+⑫+⑫+锡+锡+⑮) ② 2.808,183	
	11	11	25	485,000		74,025	410,975	2	11,020		11,020	差引課稅給与所得金額(⑨-⑰) B (1,000円未満切捨て) 及び算出所得稅額 B 3,461,000 1 1 264	,700
等	12	12	25	485,000		74,025	410,975	2	11,020	通納 ▲72,972	▲61,952	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 ② 年調所得税額 (⑩-②)、マイナスの場合は 0) ② 264	,700
	Н	計		① 5.809.50	10	② 842,094	4.967.406		③ 126,270			年 調 年 税 額 (②) × 1 0 2 . 1 %) ② (100円米 27C)	満切捨で),200
	7	7	10	970,00		142,037	827,963	2	(税率10.210%) 84,535		84,535	ky and the second secon	.020
賞	12	12	10	1,520,00	00	223,552	1,296,448	2	(税率10.210%) 132,367 (税率 %)		132,367	超 過 額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ②	
与	_		\dashv		\dashv				(税率 %)			の精算 同上の 本年中に還付する金額 ② 61	,952 ,952
等									(税率 %)			うち 翌年において還付する金額 ⊗ 不足額 本年最後の給与から徴収する金額 ⊗	
l		計		(4) 2,490,00	00	365,589	2.124.411		⑥ 216,902			の精算 翌年に繰り越して徴収する金額 ⑩	

-61-

(設例2の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,299,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると6,269,550円(8,299,500円×90%-1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,207,683円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

旧生命保険 -般の生命保 料の金額 53,000円 \times $\frac{1}{4}$ + 25,000円 = 38,250円

[個人年金保険料の控除額]

新個人年金保 新個人年金保険 険料の金額 料に係る控除額 59,000円 × +20,000円 34,750円 旧個人年金保 旧個人年金保険 険料の金額 料に係る控除額 25,000円 89,000円 × += 47,250円

新個人年金保険 旧個人年金保険 田個人年金保険料と 旧個人年金保険料の 田個人年金保険料の 両方に係る控除額 料に係る控除額 両方に係る控除額 34,750円 + 47,250円 = 82,000円 → 40,000円 (最高40,000円)

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保個人年金保険生命保険料険料の控除額料の控除額の控除額38,250円+ 47,250円= 85,500円

- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものは旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。
- 6 「配偶者特別控除額」欄の金額は、配偶者の合計所得金額670,000円を「平成25年分の配偶者 特別控除額の早見表」(87ページ参照) に当てはめて求めた金額の110,000円です。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成25年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,808,183円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 配偶者特別 扶養控除額等 等の控除額 の控除額 控除額 控除額 1,207,683円 + 85,500円 + 15,000円 + 110,000円 + 1,390,000円 = 2,808,183円

9 差引課税給与所得金額3,461,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 所得控除額 差引課税給与 の給与等の金額 の合計額 所得金額

6,269,550円 - 2,808,183円 = 3,461,367円→3,461,000円(1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額3,461,000円に対する算出所得税額を「平成25年分の年末調整のための 算出所得税額の速算表」(87ページ参照)によって求めると、264,700円となります。 課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 3,461,000円 × 20%-427,500円 = 264,700円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額264,700円に102.1%を乗じて求めた270,200円(100円未満の端数切捨て)が年 調年税額となります。
- 13 年調年税額270,200円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与については税額計算のみ)の合計額343,172円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が72,972円多いため超過額72,972円が生じます。
- 14 この超過額72,972円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額11,020円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額61,952円 (72,972円-11,020円) は、過納額として本人に還付することになります。

(2) 過納額の還付(超過額の精算)

- イ 給与の支払者から還付する場合
 - (イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を 行った月分(通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分) として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対す る源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額 を納付することになります。

- (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
- (ツ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄 (②から③) に記入します。

〔注意事項〕

1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末 調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額(その月分の税額)は、 まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付しま す。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いときは、その徴収すべき税額から超過額 を差し引いた残額を徴収することになります。

2 年末調整をした給与のうちに未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額 のうちには、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額から その未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

- ロ 税務署から還付する場合(給与の支払者が還付できない場合)
 - (イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。
 - ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ② 徴収して納付する税額が全くなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から 2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合
 - (ロ) (イ)の①から③のいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状(連記式)」とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を平成26年に繰り越して還付しているときは、平成26年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納と

なった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額 還付請求書 兼 残存過納額明細書 | は用紙を別にして作成してください。

[参考]

◎ 過納額が生じる場合

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年の中途で控除対象扶養親族が増えたり、控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年の中途で本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年の中途で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者特別控除の控除額があった場合

(3) 不足額の徴収

- イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与 から順次徴収します。
- ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与(賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。)が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70パーセント未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。
 - (注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与(賞与)についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1	年間給与総額 6,835,000円	
2	同上の給与に対する徴収税額 149,122円	
3	控除した社会保険料等(給与控除分) 1,006,774円	
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分 24,000円	
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分 36,000円	
	支払った介護医療保険料 48,000円	
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分 72,000円	
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分 30,000円	
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分 19,600円 (注)支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者(給与所得の金額30万円) あり	
7	一般の控除対象扶養親族 1人	
8	(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 140,000円	

Ħ			経	浬課	職	事務月	0人列 土		176 - 0006) 古知结	医口口	长町 23	氏 (フリガナ)	山川太郎	整理 8
Į.	ક્		_		名		所	果	京都 森	两区1	ト 叫 Z Z	名 (生年月)	1 明大 (45年 1 月 1 日)	番号
区	月区	支	給	総支給金	額	社会保険 料 等 の	社会保険料等 控除後の給与	扶養親 族等の	算出税額	年末調整による過	差引	年末調整に基づき繰り越し の税額につ 月別 環付又		W.LL.17 (1.00) (27 1 2.00) (27 1 20 21 21 20 21 21 20 21 21 20 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21
分	分	月	日	40 × 41 32	101	控除額	等の金額	数	31 F-1 10 100	不足税額	徴収税額	付又は徴収 月	は徴収した税額 差 引 残 高 月 別 円 月	避付又は徴収した税額 差 引 円
ı	1	1 2	21	435,00	0 ^円	64,404 ^円	370,596 ^P	2 ^	7,940 ^円	円	7,940 ^円	月区分 控除対象配偶者 <u></u> 般の特定	扶 老人扶養親族	後当するものを○で\ 従たる給
ı	Ŀ		4					_				一般 老人 扶養親族 養 親	族同居老親等その他障害者等	#んでください。 から控除す
ı	2	2 2	20	435,00	0	64,404	370,596	. 2	7,940		7,940	当初 当初 当初 当初 有)·無 有·無 1 人	.	-般の障害者 本人・配・扶(人) ・別障害者 者と控除す 大養親族の 計数
給					_			-				月日月日月日月	日月日月日月日	本人·配·扶(人) 当初 居特別障害者
ı	3	3 2	21	435,00	0	64,404	370,596	2	7,940		7,940	有·無 有·無 人 月 日 月 日 月 日 月	人 人 人 人 人 日月日月日月日· #	配・扶(人) E 婦・特別の寡婦 月 F
ı	_	4	22	440.00	^	64,429	375.571	2	8,190		8.190	有・無 有・無 人	<u> </u>	₹ 前労学生
料	4	414		440,00		04,429	3/5,5/1		0,190		0,190	分		税
· ·		5 2	20	440.00	0	64,429	375.571	2	8,190		8.190	料 · 手 当 等		3 97,530
ı	5						310,011					与 等		6 51,592
ı	_	6 2	20	440,00	0	64,429	375,571	2	8,190		8,190	計	⑦ 6,835,000	8 149,122
ľ	6											ラ所得控除後の給与等の金額	9 4,951,500	配偶者の合計所得金額
ı	7	7 2	22	440,00	0	64,429	375,571	2	8,190		8,190	会保給与等からの控除分(②+⑤)		旧長期損害保険料支払額
ı	′							1				中告による社会保険料の控除分		(19,600
手	8	8 2	20	440,00	0	64,429	375,571	2	8,190		8,190	額申告による小規模企業 共済等掛金の控除分		⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額
ı	Ů											命保険料の控除額	-	(ー (i)のうち国民年金保険
ı	9	9 :	20	440,00	0	64,429	375,571	2	8,190		8,190	震保険料の控除額	,	料等の金額
当			_									偶 者 特 別 控 除 額 《者控除額、扶養控除額、基礎控	15	(–
-	10	10 2	21	440,00	0	65,208	374,792		8,190		8,190	頁及び障害者等の控除額の合計額		
ı	_		_		_			-				0 + (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	II) 2,300,374	
ı	11	11 2	20	440,00	0	65,208	374,792	22	8,190		8,190	日課税給与所得金額(⑨-⑰) ア算出所得税額	(1,000円未満切捨て) 2,644,000	
等		12 2	20	440.00	0	65,208	374,792	2	8,190		8,190	寺定増改築等) 住宅	借入金等特別控除額	@ 140,000
ı	12	1414		440,00		05,206	3/4,/72		0,170		0,170	調所得税額(19-20、	マイナスの場合は 0)	② 26,900
	Г	<u>.</u>	\dashv	(1)		(2)		1	3			調年税額(② × 1 0 2 . 1 %)	② (100円未満切捨て) 27,400
٧	L	計	4	5,265,0	00	² 775,410	4,489,590		97,530			引超過額又	は 不 足 額(②-⑧)	
	6	6	10	740,0	00	108,358	631,642	2	(税率8.168%) 51,592	-0 t)	51,592	$\overline{}$	ら徴収する税額に充当する金額	29
賞	12	12 2	25	830,0	00	123,006	706,994	2	(税率 %)	過納 ▲121,722	▲121,722	過 額 未払給与に係る	+徴収の税額に充当する金額	25
									(税率 %)			差引還付	トる金額(23-23-25)	29 121,722
与			\dashv						(税率 %)			110 97	中に還付する金額	Ø 121,722
			\dashv						(税率 %)				おいて還付する金額	28
等	\vdash	-a.	\dashv	(4)		(5)		+	(6)				3 与から徴収する金額	29
		計		<u>~</u> 1,570,0	00	231,364	1,338,636		51,592			精算翌年に繰り	越して徴収する金額	30

-66-

(設例3の説明)

- 1 この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、 本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額6,835,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると4,951,500円(6,835,000円×90%-1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,006,774円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会 保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

新生命保険料の金額 24,000円 × $\frac{1}{2}$ + 10,000円 = 22,000円 旧生命保険料の金額 16,000円 × $\frac{1}{2}$ + 12,500円 = 30,500円

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

[介護医療保険料の控除額]

介護医療保 険料の金額 48,000円 imes $frac{1}{4}$ + 20,000円 = 32,000円

〔個人年金保険料の控除額〕

旧個人年金保 険料の金額 72,000円 \times $\frac{1}{4}$ + 25,000円 = 43,000円

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保介護医療保険個人年金保険生命保険料険料の控除額料の控除額料の控除額の控除額40,000円+ 32,000円+ 43,000円= 115,000円

5 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期 損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

- (注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。
- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成25年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」 (104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額 1,140,000円です。

8 所得控除額の合計額2,306,574円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 扶養控除額等 の控除額 の控除額 の控除額 が対象 サイン サイン 1,006,774円 + 115,000円 + 44,800円 + 1,140,000円 = 2,306,574円

9 差引課税給与所得金額2.644.000円は、次により計算します。

給与所得控除後 所得控除額 差引課税給与 の給与等の金額 の合計額 所得金額 4,951,500円 - 2,306,574円 = 2,644,926円→2,644,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額2,644,000円に対する算出所得税額を「平成25年分の年末調整のため の算出所得税額の速算表」(87ページ参照)によって求めると、166,900円となります。

課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 2,644,000円 × 10% - 97,500円 = 166,900円

- 11 算出所得税額166,900円から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、 年調所得税額は26,900円となります。
 - (注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額(源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額②」欄の金額)を給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」として記載することとなっていますのでご注意ください。
- 12 年調所得税額26,900円に102.1%を乗じて求めた27,400円(100円未満の端数切捨て)が年調 年税額となります。
- 13 年調年税額27,400円と1月から12月までに徴収された税額の合計額149,122円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が121,722円多いため超過額121,722円が生じます。
- 14 この超過額121,722円は、過納額として本人に還付することになります。